

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○<u>高知県</u>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則 平成5年3月31日規則第18号 改正 平成10年3月31日規則第44号 平成12年4月1日規則第163号 平成15年4月1日規則第44号 平成17年3月25日規則第38号 平成18年4月1日規則第65号 <u>令和6年2月16日規則第3号</u> あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。 <u>高知県</u>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和45年高知県規則第54号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）を施行するため、法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。次条において「政令」という。）及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （書類の提出） 第2条 法及び政令の規定により提出する書類のうち、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により保健所長が決裁権者である事	○あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則 平成5年3月31日規則第18号 改正 平成10年3月31日規則第44号 平成12年4月1日規則第163号 平成15年4月1日規則第44号 平成17年3月25日規則第38号 平成18年4月1日規則第65号 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和45年高知県規則第54号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）を施行するため、法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。次条において「政令」という。）及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （書類の提出） 第2条 法及び政令の規定により提出する書類のうち、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により保健所長が決裁権者である事

改正後	改正前
項に係る書類については、正本及び副本各 1 通を施術所の所在地（出張業務に係る書類にあっては住所地、滞在業務に係る書類にあっては滞在地）を管轄する保健所長に提出するものとし、保健所長は、副本 1 通を知事に送付するものとする。	項に係る書類については、正本及び副本各 1 通を施術所の所在地（出張業務に係る書類にあっては住所地、滞在業務に係る書類にあっては滞在地）を管轄する保健所長に提出するものとし、保健所長は、副本 1 通を知事に送付するものとする。
（書類の様式）	（書類の様式）
第 3 条 <u>次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</u> （1） 法第 9 条の 2 第 1 項前段（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設の<u>届出</u> 別記第 1 号様式 （2） 法第 9 条の 2 第 1 項後段（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の届出事項の<u>変更の届出</u> 別記第 2 号様式 （3） 法第 9 条の 2 第 2 項（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の<u>届出</u> 別記第 3 号様式 （4） 法第 9 条の 3 の規定による出張業務の開始、休止、廃止又は再開の<u>届出</u> 別記第 4 号様式 （5） 法第 9 条の 4 の規定による滞在業務の開始の<u>届出</u> 別記第 5 号様式（施術者の遵守事項）	第 3 条 <u>次に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</u> （1） 法第 9 条の 2 第 1 項前段（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設の<u>届</u> 別記第 1 号様式 （2） 法第 9 条の 2 第 1 項後段（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の届出事項の<u>変更の届</u> 別記第 2 号様式 （3） 法第 9 条の 2 第 2 項（法第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の<u>届</u> 別記第 3 号様式 （4） 法第 9 条の 3 の規定による出張業務の開始、休止、廃止又は再開の<u>届</u> 別記第 4 号様式 （5） 法第 9 条の 4 の規定による滞在業務の開始の<u>届</u> 別記第 5 号様式（施術者の遵守事項）
第 4 条 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゅう師免許を有する者又は医業類似行為を業とすることができる者（<u>次条において「施術者」という。</u>）は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 施術に用いる器具、手指等は、施術の都度消毒すること。 （2） 施術中は、常に清潔な<u>衣類</u>を着用すること。 （3） 喫煙しながら、又は酒気を帯びて施術しないこと。 （4） 施術所には、施術台を備えること。 （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が衛生上<u>必要があると認める措置</u>を講ずること。	第 4 条 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゅう師免許を有する者又は医業類似行為を業とすることができる者（<u>以下「施術者」という。</u>）は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 施術に用いる器具、手指等は、施術の都度消毒すること。 （2） 施術中は、常に清潔な<u>白衣</u>を着用すること。 （3） 喫煙しながら、又は酒気を帯びて施術しないこと。 （4） <u>施術所には、免許証の原本を掲示すること。</u> （5） 施術所には、施術台を備えること。 （6） 前各号に掲げるもののほか、知事が衛生上<u>必要と認める措置</u>を講ずること。

改正後	改正前
(施術簿) 第5条 施術者は、別記第6号様式による施術簿を備え、施術をしたときは、その都度所定の事項を記載し、5年間保存しなければならない。 附 則 この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年3月31日規則第44号) (施行期日) 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 附 則 (平成12年4月1日規則第163号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成15年4月1日規則第44号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成17年3月25日規則第38号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年4月1日規則第65号) この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則 (令和6年2月16日規則第3号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> 別記 第1号様式 (第3条関係)	(施術簿) 第5条 施術者は、別記第6号様式による施術簿を備え、施術をしたときは、その都度所定の事項を記載し、5年間保存しなければならない。 附 則 この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年3月31日規則第44号) (施行期日) 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 附 則 (平成12年4月1日規則第163号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成15年4月1日規則第44号抄) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成17年3月25日規則第38号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年4月1日規則第65号) この規則は、公布の日から施行する。 別記 第1号様式 (第3条関係)

改正後										改正前																					
年 月 日										年 月 日																					
保健所長 様										保健所長 様																					
開設者 住所										住所																					
氏名										開設者 氏名 ㊤																					
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)										(法人にあっては、主たる)																					
及び代表者の職・氏名										事務所の所在地及び名称																					
電話番号										年 月 日生 (男・女)																					
あん摩マッサージ指圧 (はり・きゅう・医業 類似行為) 施術所開設届										あん摩マッサージ指圧 (はり・きゅう・医業 類似行為) 施術所開設届																					
下記のとおりあん摩マッサージ指圧 (はり・きゅう・医業類似行為) の施術所を開設したので、関係書類を添えて届け出ます。										下記のとおりあん摩マッサージ指圧 (はり・きゅう・医業類似行為) の施術所を開設したので、関係書類を添えて届け出ます。																					
記										記																					
名 称										名 称																					
開 設 の 場 所										開 設 の 場 所																					
開 設 年 月 日		年 月 日								開 設 年 月 日		年 月 日																			
業 務 の 種 類		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為								業 務 の 種 類		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為																			
業務に従事する 施術者の氏名等		氏 名								業務に従事する 施術者の氏名等		氏 名																			
		区 分		目が見える者・ 目が見えない者		目が見える者・ 目が見えない者		目が見える者・ 目が見えない者				区 分		目が見える者・ 目が見えない者		目が見える者・ 目が見えない者		目が見える者・ 目が見えない者													
		業務の種類										業務の種類																			
建 物 の 構 造		概 要		造 塗 ぶき		階建				建 物 の 構 造		概 要		造 塗 ぶき		階建															
		平家建・ 二階建		建築面積		㎡		施術室				㎡		施術室に おける外 気に開放 し得る面 積		㎡		平家建・ 二階建		建築面積		㎡		施術室		㎡		施術室に おける外 気に開放 し得る面 積		㎡	
		建築延 面積		㎡		待合室		㎡				建築延 面積		㎡		待合室		㎡		建築延 面積		㎡		待合室		㎡		施術室に おける外 気に開放 し得る面 積		㎡	
施術に用いる 器具、手指等 の消毒設備		煮沸消毒設備								施術に用いる 器具、手指等 の消毒設備		煮沸消毒設備																			
		薬品消毒設備										薬品消毒設備																			
		蒸気消毒設備										蒸気消毒設備																			
蒸気消毒設備								その他の消毒設備																							

改正後		改正前	
第2号様式（第3条関係）		第2号様式（第3条関係）	
年 月 日 保健所長 様 開設者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の職・氏名 電話番号) あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業 類似行為）施術所開設事項変更届 下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の施術所の届出 事項を変更したので、届け出ます。 記		年 月 日 保健所長 様 住所 開設者 氏名 ㊤ (法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称) 年 月 日生（男・女） あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業 類似行為）施術所開設事項変更届 下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の施術所の届出 事項を変更したので、届け出ます。 記	
名	称	名	称
開 設 の 場 所		開 設 の 場 所	
開 設 年 月 日		開 設 年 月 日	
変更した 事 項	変 更 前	変更した 事 項	変 更 前
	変 更 後		変 更 後
変 更 年 月 日		変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由		変 更 の 理 由	
備 考		備 考	

改正後	改正前																												
第3号様式（第3条関係） 年 月 日 保健所長 様 開設者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称) 及び代表者の職・氏名 電話番号 あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業 類似行為）施術所休止（廃止・再開）届 下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の施術所を休止（廃止・再開）したので、届け出ます。 記 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>開 設 の 場 所</td><td></td></tr> <tr> <td>開 設 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>休止（廃止・再開）年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>休止（廃止・再開）の理由</td><td></td></tr> <tr> <td>休 止 予 定 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>備 考</td><td></td></tr> </table> 注意事項 1 休止（廃止・再開）後10日以内に届け出てください。 2 休止（廃止・再開）後10日を経過した場合、遅延理由書を添えてください。	名 称		開 設 の 場 所		開 設 年 月 日	年 月 日	休止（廃止・再開）年月日	年 月 日	休止（廃止・再開）の理由		休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	備 考		第3号様式（第3条関係） 年 月 日 保健所長 様 住所 開設者 氏名 ㊟ (法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称) 年 月 日生（男・女） あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業 類似行為）施術所休止（廃止・再開）届 下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の施術所を休止（廃止・再開）したので、届け出ます。 記 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>開 設 の 場 所</td><td></td></tr> <tr> <td>開 設 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>休止（廃止・再開）年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>休止（廃止・再開）の理由</td><td></td></tr> <tr> <td>休 止 予 定 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr> <tr> <td>備 考</td><td></td></tr> </table> 注意事項 1 休止（廃止・再開）後10日以内に届け出てください。 2 休止（廃止・再開）後10日を経過した場合は、遅延理由書を添えてください。	名 称		開 設 の 場 所		開 設 年 月 日	年 月 日	休止（廃止・再開）年月日	年 月 日	休止（廃止・再開）の理由		休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	備 考	
名 称																													
開 設 の 場 所																													
開 設 年 月 日	年 月 日																												
休止（廃止・再開）年月日	年 月 日																												
休止（廃止・再開）の理由																													
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																												
備 考																													
名 称																													
開 設 の 場 所																													
開 設 年 月 日	年 月 日																												
休止（廃止・再開）年月日	年 月 日																												
休止（廃止・再開）の理由																													
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで																												
備 考																													

改正後				改正前			
第4号様式（第3条関係）				第4号様式（第3条関係）			
年 月 日				年 月 日			
保健所長 様				保健所長 様			
住所				本 籍			
氏名				(都道府県名)			
電話番号				住 所			
				氏 名 ㊤			
				年 月 日生（男・女）			
あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）出張業務開始（休止・廃止・再開）届				あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）出張業務開始（休止・廃止・再開）届			
下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の出張業務を開始（休止・廃止・再開）したので、届け出ます。				下記のとおりあん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の出張業務を開始（休止・廃止・再開）したので、届け出ます。			
記				記			
業 務 の 別		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為		業 務 の 別		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為	
区 分		目が見える者・目が見えない者		区 分		目が見える者・目が見えない者	
出 張 業 務	期 間 等		施 術 地 域	出 張 業 務	期 間 等		施 術 地 域
	開始	年 月 日			開始	年 月 日	
	休止	年 月 日から 年 月 日まで			休止	年 月 日から 年 月 日まで	
	廃止	年 月 日			廃止	年 月 日	
	再開	年 月 日			再開	年 月 日	
備 考				備 考			
添付書類				添付書類			
業務に関する広告内容の写し				業務に関する広告内容の写し			
注意事項				注意事項			
出張業務の開始（休止・廃止・再開）後、直ちに届け出てください。				出張業務の開始（休止・廃止・再開）後、直ちに届け出てください。			

改正後		改正前																											
第5号様式（第3条関係）		第5号様式（第3条関係）																											
年 月 日 保健所長 様 住所 氏名 電話番号 あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゅう師・ 医業類似行為）の滞在業務開始届 下記のとおり高知県内に滞在し、あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の業務を行うので、届け出ます。 記 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">業 務</td> <td>種 類</td> <td>あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="2">目が見える者・目が見えない者</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		業 務	種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為	場 所		期 間	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	目が見える者・目が見えない者		備 考			年 月 日 保健所長 様 本 籍 (都道府県名) 住 所 氏 名 ⑩ 年 月 日生（男・女） あん摩マッサージ指圧師（はり師・きゅう師・ 医業類似行為）の滞在業務開始届 下記のとおり高知県内に滞在し、あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）の業務を行うので、届け出ます。 記 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">業 務</td> <td>種 類</td> <td>あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="2">目が見える者・目が見えない者</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		業 務	種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為	場 所		期 間	年 月 日から 年 月 日まで	区 分	目が見える者・目が見えない者		備 考		
業 務	種 類		あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為																										
	場 所																												
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで																											
区 分	目が見える者・目が見えない者																												
備 考																													
業 務	種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・医業類似行為																											
	場 所																												
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで																											
区 分	目が見える者・目が見えない者																												
備 考																													
添付書類		添付書類																											
1 免許証等の写し 2 業務に関する広告内容の写し 3 住民票の写し		1 免許証等の写し 2 業務に関する広告内容の写し 3 住民票の写し																											
注意事項		注意事項																											
滞在業務の開始前に届け出てください。		滞在業務の開始前に届け出てください。																											

改正後

第 6 号様式（第 5 条関係）
あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）施術簿

氏	名	生	年	月	日	性別	住	所	主	訴	施術の概要	症状の経過	施	術	年	月	日
注意事項 施術の概要欄には、施術の部位、施術の方法等を記入してください。																	

改正前

第 6 号様式（第 5 条関係）
あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう・医業類似行為）施術簿

氏	名	生	年	月	日	性別	住	所	主	訴	施術の概要	症状の経過	施	術	年	月	日
注意事項 施術の概要欄には、施術の部位、施術の方法等を記入してください。																	